

年金

国民年金保険料の免除申請対象期間が拡大します

町民課 年金係 ☎(232)4914
熊本西年金事務所 ☎(355)3261

2年1カ月前まで免除できます

所得が少ないときや災害・失業などで保険料を納付することが経済的に困難な場合、国民年金保険料の免除を申請することができます。

これまでは、申請前直近の7月～翌年6月(学生納付特例は4月～翌年3月)が免除の対象期間となっていました。4月からは申請月の2年1カ月前の月分まで免除申請ができるようになります。

特例免除の対象期間も拡大

失業などを理由とした特例免除は、これまでは申請時点の年度または前年度に失業などの理由があることが条件でした。

4月からは失業などの前月から失業などがあった年の翌年6月までの期間について、特例免除の申請ができるようになります。

注意事項

○申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合や特例免除が受けられない場合があります。速やかに申請してください。

○申請期間に対応する前年所得に基づき審査を行いますので、免除が承認されない場合があります。
○配偶者や世帯主が失業などに当てはまるときも免除を受けられる場合があります。

申請先
町民課または熊本西年金事務所
持参物
離職票、学生証、印鑑など

※詳しくはお問い合わせください。

平成26年4月に学生免除を申請する場合

学生免除	免除対象期間	
	今まで	改正後
	平成26年4月～平成27年3月	平成24年3月～平成27年3月

平成26年7月に一般免除を申請する場合

一般免除	免除対象期間	
	今まで	改正後
	平成26年7月～平成27年6月	平成24年6月～平成27年6月

協働

政策提案を募集します 皆さんの知識と経験を町の政策に生かしませんか

総務課 協働推進係 ☎(232)2111

町では、昨年4月に「菊陽町町民参画・協働推進条例」を制定しました。この条例には、町民の知識や経験を生かして住みよいまちづくりのために、町民が町に対し政策の提案を行う「政策提案手続」という仕組みを設けています。

これは、町が2回、町民の皆さんから政策の提案を行う期間を設け、この期間に町民50人以上の連署をもって代表者が町に提案書を提出することができものです。町は、提出された提案が有効な事業であるかを検討し、提案を採用するかしないかを決定します。採用すると決定した場合は施策立案をし、提案の実現に向けて具体的な取り組みを進めていきます。

今回、この政策提案の募集を行います。町民の皆さんからの提案をお待ちしています。

募集期間

2月28日(金)～3月31日(月)



- 提出書類
 - 政策提案書
 - 政策提案者署名簿
 - その他、提案に関係する資料など
 - ※①②は、町が定めた様式で提出してください。様式は総務課か武蔵ヶ丘支所でお渡しします。また、町ホームページからもダウンロードできます。
 - 提出先・提出方法
総務課へ持参し、提出してください。
 - 注意事項
 - 提出する場合は、手続きなどについて詳しく説明しますので、事前に総務課協働推進係にご連絡ください。
 - 提案は、原則として町の総合計画に沿った内容である必要があります。
 - 政策提案者署名簿には、満20歳以上の町民50人以上の署名が必要です。
- ※ここでいう「町民」とは、町内に住所がある人、町内に通勤通学をしている人、町内に事務所がある、または町内でコミュニティ活動などを行っている個人・団体をいいます。

消費税増税に伴い、臨時福祉給付金を支給します

臨時福祉給付金とは、4月から消費税率が8%へ引き上げられることに伴い、所得の低い人への負担の影響を考え、暫定的・臨時的な措置として支給する予定になっているものです。



- 給付対象者
平成26年度町県民税(均等割)が課税されない人
※ただし、自身を扶養している人が課税される場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。
- 給付額
 - 給付対象者1人につき 10,000円
 - 給付対象者の中で次に当てはまる人 5,000円加算
 - ・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者など
 - ・児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者など

- 申請方法
 - 申請先は、基準日(平成26年1月1日)に住居登録をしている市町村になります。
 - 申請・支給手続きについては、現在準備中です。
 - ※具体的な申請の受付時期・手続きなどは、決まり次第、町ホームページや「広報きくよう」などでお伝えします。
- 詐欺に注意
町や厚生労働省の職員をかたった不審な電話や郵便が届いたら、迷わずご連絡ください。
- 問い合わせ
福祉課 福祉係 ☎(232)4913

介護予防健診 ウェルネスチェック!

普段の生活の中で、体力や筋力の低下など気になることはありませんか。体力・筋量測定を行い、その日に結果をお渡しします。筋量測定は県内に数台しかないMRIと同等の精度の機器を使います。専門の健康運動指導士が皆さんに健康づくりのアドバイスをします。

- 日時 4月10日(木)
午後2時～午後3時30分(予定)
- 場所 ふれあい交流・福祉支援センター
- 対象者 昭和24年4月1日までに生まれた人
- 定員 20人(先着順)
- 持参物 室内シューズ
- 申込方法 電話
- 申込期限 4月9日(水)
- 注意事項

- できるだけ動きやすい格好でお越しください。筋量測定では、膝上・肘上まで洋服を上げてもらいます。
- ペースメーカーなど電子医療機器を装着している人は測定ができませんのでご了承ください。
- 指輪・ネックレスなど貴金属類はできるだけ外してお越しください。



◀測定の様子



家では測れない
詳しい筋肉量や
体脂肪率が分かります▶

申し込み・問い合わせ
介護保険課 介護予防係 ☎(232)2366